

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!



しちがはま



主な内容

特集

平成27年4月から介護保険制度と介護保険料が見直されます 2
子育て支援のための「七ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。 8

町内の話題 ズームアップ

町内中学校で卒業式 12

シリーズ

心と体の健康シリーズ 14

特集

七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」路線変更のお知らせ(平成27年4月1日から) 16

ふれ愛くらぶ 20

復興だより No.29 22

暮らしアラカルト 27

七ヶ浜町の旬の味覚をお届けします ほか 36

笹山地区高台住宅団地造成工事が完了

町内最大の笹山地区高台住宅団地の造成工事が3月末で完了しました。これで町内5地区全ての高台住宅団地の造成工事が完了し、今月から住宅の建設が始まります。

2015

4

vol.522

広報しちがはま

七ヶ浜町ウェブサイト

<http://www.shichigahama.com>

★電子メールでのお問い合わせはこちらから!

平成27年4月から

介護保険制度と 介護保険料が見直されます

制度改正の主な内容

高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度は、介護が必要になった方や介護する家族の方々が安心して自立した生活を送れるよう平成12年度からスタートしました。その後15年が経過しましたが、国において、介護保険制度の持続性を確保するための見直しが行われ、サービスの充実及び重点化・効率化と費用負担の公平化を一体的に行う制度改正が実施されました。主な改正の内容は、次の表1のとおりとなっています。

また、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を目前に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を確立する、地域包括ケアシステムの構築を図るための法整備がなされました。この法整備により、新たに介護予防・日常生活支援総合事業を市町村において実施することとされました。本町では、円滑に移行できるように2年間の準備期間を設け、平成29年4月から事業を実施します。

【表1】介護保険制度改正のポイント

平成27年4月から	<p>1. サービス付き高齢者向け住宅も住所地特例が適用されました</p> <p>介護保険制度では、住所地の介護保険の被保険者となるのが原則ですが、特例として住所地特例対象施設に住所を移した方については、施設入所前の市町村の被保険者となります。これまでサービス付き高齢者向け住宅は対象外でしたが、平成27年4月以降の入所者から住所地特例の対象となります。</p>	
	<p>2. 特別養護老人ホームの入所基準が変わりました</p> <p>特別養護老人ホームへの新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象となりました。</p> <p>ただし、要介護1・2の方について、やむを得ない事情により特養以外の生活が著しく困難であると市町村が認める場合には、特例として入所できます。また、既に入所している要介護1・2の方は引き続き入所できます。</p> <p>※入所後に要介護1、2の状態に改善した場合でも、やむを得ない事情があれば引き続き入所できる経過措置が設けられています。</p> <p>※施設への入所については、国から示された基準に従い各施設において適切に運営されています。</p>	
平成27年8月から	<p>3. 一定以上の所得のある方は利用者負担が2割負担になります</p> <p>一定以上の所得のある方がサービスを利用したときの利用者負担が、1割から2割に変わります。</p> <p>※一定以上の所得とは、本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯280万円以上、二人以上世帯346万円以上ある方です。</p>	
	<p>4. 高額介護サービス費の限度額の一部が変わります</p> <p>1か月ごとの利用者負担が限度額を超えたとき、申請によりその超えた額を高額介護サービス費として払い戻しが受けられます。その限度額のうち、医療保険の現役並み所得に相当する方がいる世帯に限定して、現行の37,200円から44,400円に引き上げられます。</p> <p>※医療保険の現役並み所得とは、課税所得が145万円以上で、年収が単身世帯383万円以上、二人以上世帯520万円以上の方です。</p>	
	<p>5. 施設を利用する低所得者の食事・居住費の適用要件が変わります</p> <p>施設入所等に係る費用のうち食事・居住費については、原則として、本人の自己負担となりますが、低所得の方（住民税非課税世帯）は申請により食事・居住費の一部を軽減する補足給付があります。ただし、配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金などが一定額を超える場合などは補足給付の対象外となります。</p> <p>※預貯金額が単身で1,000万円以上、夫婦世帯で2,000万円以上の場合には対象外となります。</p>	
平成28年4月から	<p>6. 小規模の通所介護が、地域密着型通所介護に移行します</p> <p>通所介護（デイサービス）のうち、利用定員18人以下の小規模の通所介護については、地域との連携とサービスの質の向上の観点から、「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスへ移行します。</p> <p>※地域密着型サービスを利用できるのは、原則としてサービスを行う事業所のある市町村の住民に限定されます。</p>	

■保険料を見直す理由は

介護保険制度では、事業の円滑な運営のため、3年ごとに3年間を計画期間とする「介護保険事業計画」を策定して、介護サービスの必要量を見込み、それに伴う介護給付費の必要額を算出します。65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料額もこの事業計画に基づき見直されます。

平成27年4月より、町の介護保険事業計画の第6期計画がスタートすることから、新たな介護保険料を設定しました。

①要介護認定者の増加

高齢化や東日本震災の影響により、町内の要介護認定者数が増加しています。平成26年10月時点の要介護認定者数は835人ですが、3年後の平成29年度には約160人の増加が見込まれています。

②サービスの利用増・新たなサービスによる給付費の増額

要介護認定者数の増加に伴い、サービスを利用する方が増加していることから、給付費の増額が見込まれています。

サービスの種類としては、要支援1・2の方を対象とした「介護予防給付」と、要介護1〜5の方を対象とした「介護給付」などがあります（下表をご覧ください）。なお、第6期計画では「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の誘致を予定しております。

第6期計画（平成27〜29年度）のサービス利用に係る給付費と地域支援事業（※1）費の経費の総額は、約47億3千万円の見込みであり、第5期計画と比較すると、約8億5千万円の増となつていきます。それに伴い、65歳以上の方（第1号被保険者）に納めていただく保険料額も上昇することになります。

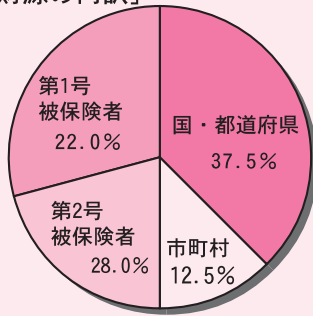
（※1）地域支援事業とは、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業から構成され、介護が必要になる前から介護予防を推進し、自立した生活を継続できるよう、自治体が事業を実施するものです。

■介護予防給付（要支援1・2を対象としたサービス） ■介護給付（要介護1～5を対象としたサービス）

介護予防サービス (12種類)	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（老健、病院等）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防特定施設入居者生活介護
地域密着型介護 予防サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
その他の サービス	介護予防支援計画作成、介護予防住宅改修

居宅サービス (12種類)	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（老健、病院等）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定施設入居者生活介護
地域密着型 介護サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護
その他の サービス	居宅介護支援計画作成、住宅改修
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

[基準財源の内訳]



※2 第2号被保険者の方は、医療保険を通じて介護保険に加入していただくことになり、保険料の額は、加入している医療保険の算定方法により決めます。

原則として半分は国・都道府県・市町村の公費負担で、残りを第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料で賄います。

介護保険は、国や県・市町村の公費負担と、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳の方（第2号被保険者※2）が納める保険料で賄われています。皆さんが納める保険料は、介護保険の大切な財源となっています。

■ 介護保険の財源は

保険料負担割合の推移（基準負担表）

	第1期 (H12～14年度)	第2期 (H15～17年度)	第3期 (H18～20年度)	第4期 (H21～23年度)	第5期 (H24～26年度)	第6期 (H27～29年度)
第1号保険者	17%	18%	19%	20%	21%	22%
第2号保険者	33%	32%	31%	30%	29%	28%



4月からの保険料基準額は、第1号被保険者の人数や介護サービスの総費用等を基に算出した結果、現在の基準額5,021円から839円引き上げ、5,860円と設定しました（図1）。

なお、介護保険料は、被保険者の皆さんの所得金額などにより、1段階から10段階まで区分され、それぞれの区分により、納めていただく保険料の額が異なります（表2）。

■ 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料基準額が月額5,860円に

【図1】 保険料基準額の算定方法

今後3年間に見込まれる介護サービス総費用のうち、
第1号被保険者負担分（22分）
1,132,574,000円

今後3年間に見込まれる第1号被保険者数 16,106人

÷12ヶ月 =

5,860円

（円未満四捨五入）

第6期における第1号被保険者の介護保険料段階表

【表2】

区 分	説 明	保険料割合	保険料(年額)	保険料(月額)
第1段階	生活保護を受給している方及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.5	35,160円	2,930円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.75	52,740円	4,395円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.75	52,740円	4,395円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	63,288円	5,274円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準額 ×1.0	70,320円	5,860円
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	84,384円	7,032円
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.30	91,416円	7,618円
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50	105,480円	8,790円
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.70	119,544円	9,962円
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上の方	基準額 ×1.75	123,060円	10,255円

※表中第1段階の方の保険料には、公費（税金）による軽減措置が見込まれますので、決定次第、町広報等にてお知らせします。



年金が年額18万円未満の方は納付書で各自納めます(普通徴収)
 保険料の年額を下記納付期限に合わせて納めます。
 町から納付書を送付しますのを、取り扱い金融機関等で納めてください。また、口座振替も行ってありますので、ぜひご利用ください。

【平成27年度の納期(普通徴収)】

4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末
—	—	—	1期	2期	3期
10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
4期	5期	6期	7期	8期	9期

※納期日が土・日・休日の場合はその翌日が納期になります。

■介護保険料の納期と納め方

年金が年額18万円以上の方は年金から天引きになります(特別徴収)
 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6ヶ月後から保険料が天引きになります。天引きになる方には事前に「介護保険料特別徴収開始通知書」が送られますので、金額や天引きされる月等をご確認ください。

■要支援1・2の方へお知らせ

介護予防・日常生活支援総合事業について

平成27年4月から、介護保険の制度改正により、要支援1・2の方が利用している訪問介護サービスと通所介護サービスが、介護予防サービスから市町村が実施する介護予防のための事業「介護予防・日常生活支援総合事業」に移ります。いままで通りの専門的なサービスのほかに、介護予防や生活支援等の多様なサービスを利用できるようになります。
 本町においては、円滑に移行できるように2年間の準備期間を設けて平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施します。移行までの期間は、従来どおりの



介護予防サービスをご利用いただけます。
 また、町では介護予防の取り組みとして、65歳以上の方を対象に運動教室を実施しております。健康な人が介護の必要な状態にならないよう、また、虚弱な人も出来るだけ心身の機能を維持・改善できるように取り組んでおります。いつまでも元気で過ごすためには、からだの健康だけではなく、人とのつながりや、地域社会への参加も大切です。ご自分の心身の健康のためにも、ぜひ介護予防教室などにご参加ください。

各教室の詳細については、七ヶ浜町地域包括支援センターへお問い合わせください。
 ☎7447



社会全体で支えていくのが介護保険制度の主旨となっております。

より利用しやすく、質の高いサービスを提供するため、町民の皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせは健康増進課高齢者福祉係まで ☎357-7447

子育て支援のための 「七ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画」 を策定しました。

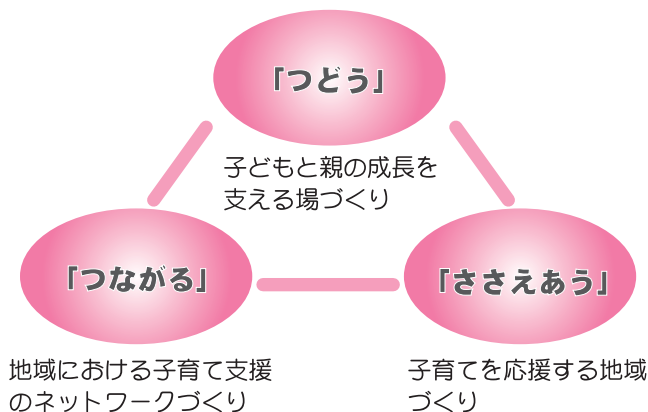
待機児童の解消、子育てをめぐるさまざまな問題の解決と地域の子育て支援の環境の充実のため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。新制度では、地域の実情に合わせた幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の充実や質の向上を実現するため「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが決められています。町では平成27年度から平成31年度までの5カ年を1期とした「七ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画」策定しましたのでご紹介いたします。

計画の基本的な考え方

（基本理念）

「安心して子どもを産み、育てることによる喜びを感じ、親子がすこやかに成長できるまち」

（基本目標：子育て支援の3つの柱）



計画策定の趣旨

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。親にとって、安心して子育てができ、子ども達が地域で明るくいいきと過ごし、多くの人がそれぞれの立場で地域の子子ども達に関わり、見守っていくことが大切です。本町では、これまで「七ヶ浜町次世代育成支援行動計画」をもとに、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを進めてまいりました。今後も全ての子どもの健やかな育ちを実現させるため、次世代育成支援事業計画と子ども・子育て支援事業計画を一本化した「七ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援に取り組んでまいります。

計画の内容

1) 区域の設定

幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の単位として、本町は、町全域をひとつとして提供区域の設定をしました。

2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策について

給付の対象となる児童に対し、幼児期の学校教育・保育のニーズ量に合わせた施策整備等を実施します。今後も待機児童が出ないように、認定こども園・保育所での保育の場を提供し、保護者への支援を一層充実していきます。

1号認定（3～5歳：学校教育のみ）

年 度		H27	H28	H29	H30	H31
確保内容	特定教育・保育施設 (施設型給付の幼稚園)	130人	130人	130人	130人	130人

2号認定（3～5歳児：保育の必要性あり）

年 度		H27	H28	H29	H30	H31
確保内容	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	121人	121人	121人	121人	121人

3号認定（1～2歳児：保育の必要性あり）

年 度		H27	H28	H29	H30	H31
確保内容	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	84人	84人	84人	84人	84人

3号認定（0歳児：保育の必要あり）

年 度		H27	H28	H29	H30	H31
確保内容	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	15人	15人	15人	15人	15人

3) 地域子ども・子育て支援事業について

地域の実情を把握し、ニーズに対応した子育て支援サービスの充実や、子育て相談・情報提供等を通じ、質の高い地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図ります。

①利用者支援事業

(事業内容)

子ども又保護者等からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

(計画の内容)

町子育て支援センターで相談・助言を引き続き行ない、今後も利用者への支援をより一層充実していきます。



⑤ 養育支援家庭訪問事業

(事業内容)

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。



(計画の内容)

乳児の養育について支援が必要である家庭に対し、専門的な支援を実施し適切な養育ができるよう支援していきます。

⑥ 子育て短期支援事業

(事業内容)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。



(計画の内容)

ニーズ調査からの量の見込みは見られませんでした。引き続き状況の把握に努め、子育て支援の充実を図っていきます。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(事業内容)

子育ての手助けがほしい人、子育てのお手伝いができる人、両方を兼ねる人が登録し、地域における子育ての相互援助活動を行う事業です。



(計画の内容)

平成 27 年度に事業の提供基盤の整備を図り、平成 28 年度以降にサービスが提供できるよう努めます。

⑧ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

(事業内容)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。



(計画の内容)

町子育て支援センターを拠点として、子育てに関する相談・情報提供等を引き続き行ない、子育てのための支援事業をより一層充実していきます。

⑨ 妊婦健康診査事業

(事業内容)

妊婦が健康保持及び増進を図るため、必要な健康診査を実施する事業です。

(計画の内容)

安心して出産が迎えられるよう妊婦健康診査の助成をこれまでと同様に行ない、安心して出産できるよう支援していきます。



⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

(事業内容)

生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、相談・助言等を行う事業です。

(計画の内容)

助産師・保健師等による家庭訪問指導を引き続き行ない、発育や子育ての相談の充実を努め、育児負担の軽減が図れるよう支援していきます。



⑩病児・病後児保育事業

(事業内容)

病気にかかっている子どもや回復期にある子どもを病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

(計画の内容)

専用スペースや看護師等の確保などの問題があり、町単独での実施には難しいところがあります。病児・病後児保育を実施している保育施設への委託等を検討し、就労と子育ての両立への支援を図っていきます。



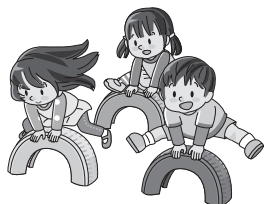
⑪放課後児童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)

(事業内容)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。本町では「留守家庭児童保育館」という名称で実施しています。

(計画の内容)

環境の整備を図りながら、平成31年度までに6年生までの児童を対象とした事業の展開をしていきます。



⑧一時預かり事業

(事業内容)

保護者の就労等により保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において一時に預かり、必要な保育を行う事業です。

(計画の内容)

今後も保育所での一時預かり事業を継続し、子育て家庭への支援を充実していきます。



⑨延長保育事業

(事業内容)

通常の利用時間以外において、認定こども園・保育所等にて保育を行う事業です。

(計画の内容)

現在も保護者の就労状況に合わせた事業を実施しており、今後も認定こども園・保育所にて保育サービスを提供していきます。



計画の推進にむけて

本計画は、関連する他の計画と連携・調整を図りながら、子ども・子育て支援に関わる事業について体系的に取り組み、計画の推進を図ります。毎年、事業内容の点検・評価を行ないながら、5年ごとの見直しをしていきます。



お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎362-7731



zoom-up ①

町内中学校で卒業式

3月7日、町内の中学校で卒業式が行われ、198名が卒業しました。昨年12月に合わせて新校舎が完成した七ヶ浜中学校では、94名の卒業生が新校舎へ別れを告げました。●式では、遠藤勝則校長が、「皆さんは入学時から仮設校舎での不便な生活を強いられました。力を合わせ、学業や部活動に励み規律ある学校を作り上げてくれました。これから訪れるであろう幾多の困難に、ひるむことなく立ちむかってください」とあいさつ。また、渡邊町長から「この三年間で先生方から学んだ経験は、大切な宝になるはずで。友情を大切に、大きな夢と志を持ち、若い力で果敢に挑戦して欲しいと思います」と祝辞を述べました。



zoom-up ②

町消防団へ消防ポンプ自動車
を配備しました



3月1日、役場駐車場において消防ポンプ自動車の引渡式が行われました。今回配備された第1分団（松）は、東日本大震災での広報活動中に津波により車両が大破し、代替えとして平成23年8月から七ヶ浜ロータリークラブを通じ、東京町田サルビアロータリークラブより支援された車両で消防団活動などを行ってきました。●当日、消防団への引渡し後、新型車両での試験放水が行われ、消防ポンプ自動車の機能などを確認しました。●第1分団の鈴木龍也分団長は「これまで以上に地域の消防防災に対して尽力していきたい」と力強く決意を述べていました。



Zoom-up ③ **我妻典夫さん(汐)に感謝状が贈られました**

3月12日、塩釜地区消防事務組合消防長室で我妻典夫さんへ感謝状の贈呈式が行われました。これは、塩釜地区消防事務組合のマスコットキャラクター「塩防くん」が我妻典夫さんにより考案されたことによるものです。●式で並木明消防長は「塩防くんは、大変評判がよく、人気があります。今後はいろいろなグッズなどに取り入れ、防災意識の向上、普及啓発に取り組んでいきます。ありがとうございます」と感謝の言葉を述べ、我妻さんは「私は、絵が好きで、絵で地域の方に防災に対する興味を持ってほしいと思っています。今後はバリエーションを増やしていきたい」と感想を述べました。

2月21日、アクアリーナで東日本大震災被災地支援「AKB48グループ」ミニライブイベントを開催しました。このイベントは、東日本大震災で被災された方に、AKB48が笑顔と元氣をお届けしたいという目的で開催しており、本町では平成25年1月以来2回目となります。●当日は、木崎ゆりあさん、小嶋真子さん、高橋朱里さん、大和田那南さん、向井地美音さん、佐藤朱さんの6名が出演。町内の小中学生をはじめ約500人が駆け付け、「会いたかった」等のヒットメドレーやじゃんけん大会で盛り上がり、最後には小学生限定の握手会でイベントを締めくくりました。

Zoom-up ④ **AKB48グループミニライブイベントを開催**



Zoom-up ⑤ **町内小学生が「海苔すき」を体験しました**

2月21日、星のり店(松)で「海苔すき」体験を実施しました。●これは、生涯学習課が主催しているアドベンチャースクール事業の一環で今年度最終のプログラムとなりました。●当日は、21名の児童が参加し、星さんによる海苔の歴史など海苔にまつわる話を聞いたあと「海苔すき」体験を行いました。体験は、海苔すき用の木の枠に刻んだ生海苔を流し込み、その後、水気を切り天日で乾燥させる作業を行いました。●参加した児童たちは、生海苔をきれいな形や均一の厚さにするのに苦戦していましたが、翌日、乾燥した海苔を手に満足げな表情を浮かべていました。

- 環境美化部門 前田展男さん
- 環境保全部門 高野修一さん
- 最優秀賞 伊藤青空さん
- 最優秀賞 加藤檜さん
- 作文部門 林冬真さん
- 優秀賞 伊藤青空さん
- 優秀賞 加藤檜さん
- 絵画部門 赤間奈央さん
- 最優秀賞 佐藤亜泉さん
- 最優秀賞 本間慎一さん
- 最優秀賞 菅原亮祐さん
- 最優秀賞 菅原未来さん
- 最優秀賞 赤間奈央さん
- 最優秀賞 大山遥加さん
- 最優秀賞 後藤詩音さん
- 最優秀賞 三浦玲音さん
- 最優秀賞 渡邊武蔵さん
- 最優秀賞 鈴木陽太さん

Zoom-up ⑥ **ししがはま環境大賞各賞受賞者**



子どもの飲酒を防ごう！



4月は『未成年者飲酒防止強調月間』です。皆さん、ご存知でしたか？
この時期は、お花見や歓送迎会等で飲酒をする機会が増えますが、ちょっと背伸びをしたい思春期のお子さんの飲酒も心配な時期です。そこで、未成年の飲酒を防ぐために、知っておきたい事等をお伝えします。

こんなに心配！未成年の飲酒！！

アルコールが、未成年の体に与える影響を知っておきましょう。

●アルコール依存症の危険性がある

アルコールには麻酔作用があり、未成年が飲酒すると大人に比べて急性アルコール中毒やアルコール依存症等のリスクが高くなります。

●脳の発達に影響する

脳が成長している時期にお酒を飲むと、脳の神経細胞を破壊し、脳の委縮を早くもたらす危険性があります。

●二次性徴を遅らせる心配がある

アルコールは、二次性徴に必要な性ホルモンに悪影響を及ぼすと言われています。例えば、男性性器の発達を妨げる危険性や女子の生理不順や無月経 等

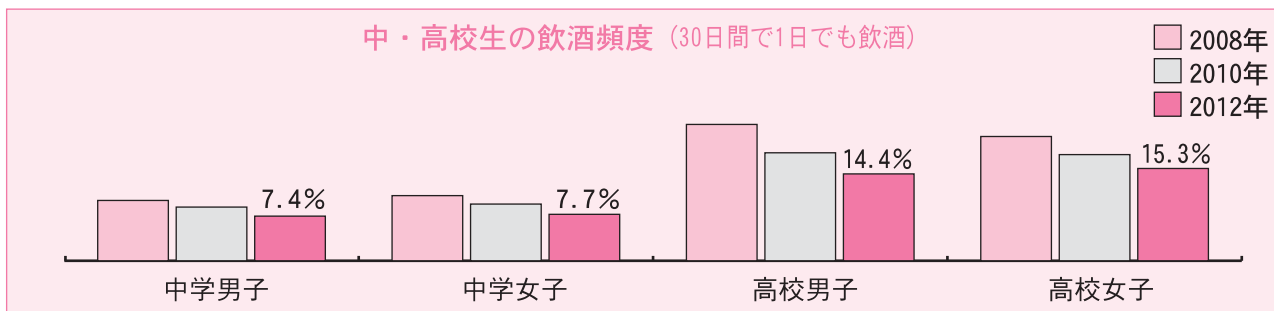
●その他の影響

思春期の未発達な臓器は、アルコールに対する耐性が弱く、短期間で影響を受ける可能性があります。また、飲酒により行動を抑えられなくなる等、事件や事故との関連も強く見られます。



未成年の飲酒はゼロではない！

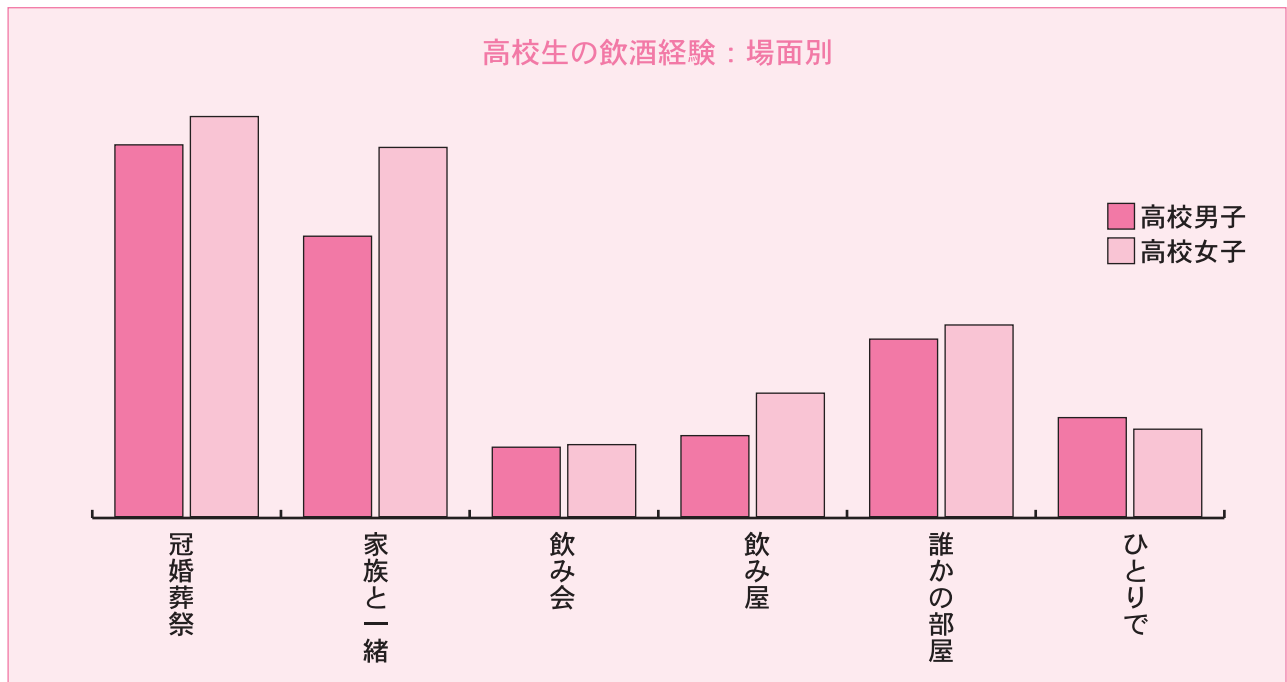
『未成年の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究』によると、ここ数年、未成年の飲酒は概ね減少傾向にあります。法律で未成年の飲酒は禁止されているものの残念ながら「0%」ではありません。また、グラフより中・高校生の男子より女子の方が、飲酒量がやや多い傾向が見られます。



※厚生労働科学研究「未成年の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究」より

こんな場面で飲酒の誘惑！

中学高校生の飲酒経験をする場面で、1番多いのは『冠婚葬祭』、2番目に多いのが『家族と一緒に』で、この二つを合わせると過半数を超えています。未成年の飲酒は、「大人と一緒になら心配ない」と思う方もいるのですが、それは間違った認識です。お祝い等の特別な日に、大人が勢いに任せて子どもに勧めてしまわない様、大人も正しい認識をもちましょう。また、未成年が飲酒する事の怖さ等について、家族で話し合っておくことも大切です！



※厚生労働科学研究「未成年の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究」より

未成年の飲酒を止められるのは、大人です！

子どもの飲酒を予防するためには、親や周りの大人が毅然とした態度で説明しましょう。

■未成年の飲酒が禁止されている理由を説明しましょう

日本では、『未成年者飲酒禁止法』により、未成年の飲酒を禁止している為、未成年の飲酒は法律違反です。また、大人が未成年の飲酒を知りつつも制止しなかった場合や未成年にお酒を勧めた場合も罰せられます。

■飲酒を勧められた時の断り方を教えましょう

どんな時でも飲酒を勧められた時は、はっきり断ることができる様に、親子で『断り方』を話し合っておきましょう。

例えば、「親と約束しているから」「部活に支障が出るから」「脳に悪いから」等

■普段から何でも話し合える関係を築いておきましょう

思春期のお子さんが親の意見を受け入れやすく、困った時に相談しやすい関係を築くには、普段からのコミュニケーションが大切です。

お子さんが心身ともに健康に成長するためには、ご家族だけではなく、地域の皆さんも未成年者の飲酒予防に関する正しい知識をもち、協力する事が大切です。



お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎357-7448

七ヶ浜町民バス「ぐるりん」 路線変更のお知らせ （平成27年4月1日から）

平成27年4月1日（水）より、七ヶ浜町民バス「ぐるりん」の路線変更を実施します。住宅の再建に合わせ、菖蒲田浜中田地区と代ヶ崎浜立花地区にバス停を新設するほか、利便性を考慮し時刻表の見直しを行いました。
今月号では、ぐるりんこの路線の変更などについてお知らせいたします。

七ヶ浜町民バス「ぐるりん」は、町民の足として、通勤・通学向けに県道沿いを走行する朝夕便と、各集落をきめ細かく走行する日中便を運行しております。平成21年8月の運行開始以来、平成27年1月末現在で、おかげさまでのべ49万人以上のお客様にご利用いただいております。今後も皆様に愛されるバスを目指し、運行していきますので、よろしく願っています。

震災から4年が経過し、高台住宅団地や災害公営住宅の整備が進行していくなかで、被災された住民の住宅再建がいよいよ本格化してきました。

また、平成25年度には、七ヶ浜町の公共交通がどのように利用されているかを把握し、これからの公共交通のあり方を考えるため、「七ヶ浜町公共交通需要調査」を実施しました。乗り込み調査及び郵送アンケート調査では、「増便や時刻表の変更」を望む声が最も多く寄せられました。

これらの状況や結果をもとに、七ヶ浜町民バス「ぐるりん」は、平成27年4月1日（水）より、路線変更を実施いたします。



中田・立花バス停を新設しました

高台住宅団地・災害公営住宅が建設された菖蒲田浜中田地区と、代ヶ崎浜立花地区にそれぞれバス停を新設しました。

菖蒲田浜中田地区のバス停「中田」は、地区のほぼ中心地に設置します。代ヶ崎浜立花地区のバス停「立花」は、代ヶ崎浜地区避難所前に設置します。立花地区内では、安全面へ配慮し、上り便・下り便ともに、眼鏡橋バス停側の入口からバスが入り、地区内を周回して、仙台火力前バス停側から県道へ出るように走行します。

休場バス停を新設しました

多賀城市笠神の「多賀城高校前」と「三中前」の間に、

「休場」バス停を新設しました。

時刻表の見直しを行いました

バスの利用状況などから、朝の上り便菖蒲田午前6時45分発本塩釜駅行きを廃止し、アンケートなどで要望のあった平日夕方下り便を1便運行します。(本塩釜午後5時27分発東宮浜経由君の岡公園行き)

その他

・路線変更に伴い、「長須賀」バス停は廃止となります。(長須賀付近でバスの乗下車をする場合は、フリー乗降制度をご利用ください)
・バス停名が一部変更になりました。

「中田」バス停イメージ



松ヶ浜謡地区の皆さんもご利用ください

「立花」バス停イメージ



地区避難所の前に設置しました。

「休場」バス停イメージ



東部線とのバス乗り継ぎもできます

りました。(遠山公民分館前↓遠山地区避難所前)(停留所の場所は変更ありません)
・多賀城便黄色色において、アクアリーナ、生涯学習センターなど町内の公共施設へ行くことができますようにになりました。
路線変更に伴い、時刻も変更になっております。本誌と一緒に配布した時刻表をご確認のうえ、ご利用ください。

お得な割増付利用回数券を好評販売中

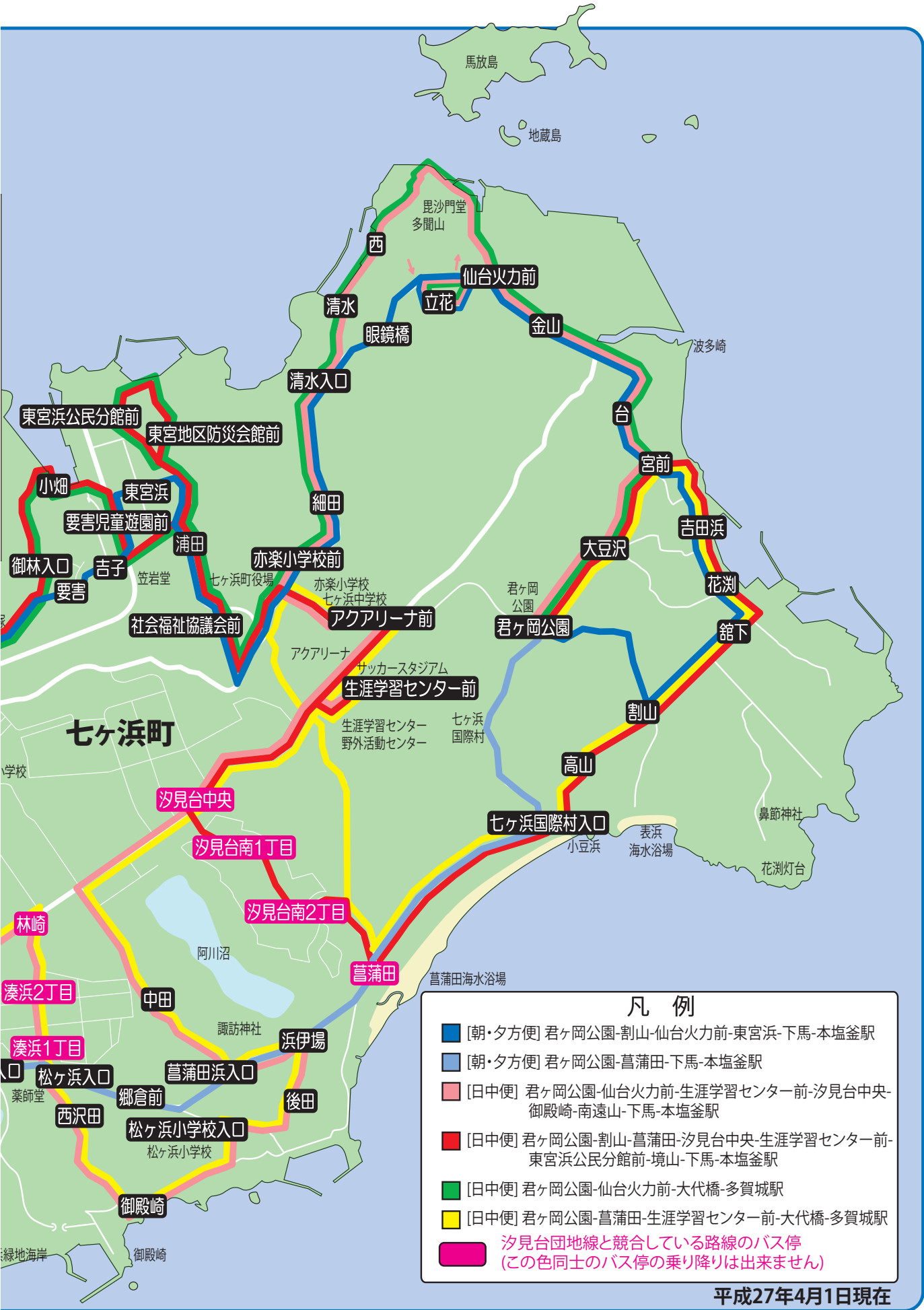
5500円分利用できる5000円券と、3250円分利用できる3000円券の2種類を販売していますので、バス車内もしくはジャパン交通事務所でお買い求めください。

今後の予定

平成27年3月に笹山地区高台住宅団地の造成が完了し、また10月には花浜五丁目地区の災害公営住宅が完成予定です。今後、ぐるりんこでは、復興事業の進捗と住宅再建に合わせて、笹山地区・五月田地区を経由する路線変更を予定しております。路線改正の際には、広報しちがはまの紙面、町ウエブサイト、バス車内などでお知らせします。

これからも、利用者の皆様が快適に利用いただけるようサービス向上、利用拡大に努めてまいりますので、ぜひ七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」の積極的なご利用をお願いいたします。

お問い合わせは、政策課まちづくり推進係 ☎357-2117
もしくは、ジャパン交通 ☎366-2511 まで



七ヶ浜町民バス ぐるりんこ 路線図



ふれ愛 くらぶ



第78回

七ヶ浜町

食育推進計画について(I)

アチカルト



七ヶ浜町が、町民が生涯にわたり心身ともに健康でゆたかな生活を送ることができるようになることをめざして「七ヶ浜町食育推進計画」を策定してから、5年がたちました。第1期計画は平成22年度から平成27年度までの6年間の計画ですので、今年度が最終年度となり、目標の達成状況を評価する年となります。「食育」ということばは広く知られ使われるようになりましたが、食育を通して望ましい食生活が実践できるような習慣が身についたのでしょうか？もう一度、町の食育推進計画のもとにご自分やご家族の食生活について振り返ってみましょう。

★食育推進計画の基本目標は、次の2つです。

- ・健全な食生活の実践を通して、心身の健康増進をめざします
- ・食を通して感謝の心を育み、豊かな人間形成をめざします

★食育を推進するための視点は？

1. 健康なからだ…健全な食生活に必要な知識の習得と実践する力を育成します
2. 豊かな心…食を通して豊かな心を育み、食べる楽しさを実感します
3. 豊かな食歴…地産地消や体験等を通して食材を理解し、食文化を伝承します

★ライフステージに応じたテーマと家庭での取り組みは？…こどもの取り組み

ライフステージ	食育のテーマ	家庭での取り組み
乳幼児期 (概ね0～5歳)	食習慣の基礎づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・早寝、早起き、朝ごはんを習慣づける ・家族と一緒に、楽しい雰囲気でする ・食前後のあいさつを身につけ、食への感謝の心を育てる ・食に関するマナーを身につける ・旬の食材や地場産品を使った食事づくりを心がける ・四季の行事食や伝統的な食文化をとり入れる ・様々な食べものを味わい、味覚を育てる
学童期 (概ね6～12歳)	望ましい食習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> ※乳幼児期の取り組みにプラスして ・食事づくりの手伝い等の食に関する体験を通し、食への関心や興味を深める ・成長に必要な栄養がとれるバランスのとれた食事づくりを心がける
思春期 (概ね13～18歳)	食生活に必要な知識の習得と実践	<ul style="list-style-type: none"> ※乳幼児期の取り組みにプラスして ・食事が健康に及ぼす影響や、適切に食品を選択できる知識を身につける ・食生活の自立のため、調理の手伝い等を通して基本的な技術を習得し実践する力を身につける ・成長に必要な栄養がとれるバランスのとれた食事づくりを心がける



遠藤 だいがくん

じいちゃん、ばあちゃん、
だいとあそんでくれて
ありがとう。
ぱっぱとおんちゃん
おやつありがとう。
みーたん、もーたん、
いつもきてね。

だいがより☆

雪景色今日こそ楽しむ意気込みで椅子に
坐るや睡魔の手中
野中 由利

喪ごもりの小正月終ふ手づくりの花びら
もち賜ふ紅しのげせしを
須藤 栄子

※旧かな使用

遠海に白い泡見え隠れして明日は荒れるよ
カモメの予報
佐藤 登美子

短歌

忘れ物一つ残して水温む
梅沢 七生

すぐ傍で共にびっくり雉の声
森 新一郎

ひたすらに平癒祈るや福寿草
小玉 礼子

俳句

お子さんの写真やイラスト
お待ちしております

「ふれ愛くらぶ」では、イラスト、クイズ、お子さんの写真など、お待ちしております！

持参、封書、ハガキ、FAX、メールで下記までお送りください。

【宛先】

広報しちがはま「ふれ愛くらぶ」
七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

☎357-2117(直通)
fax357-5744(役場代表)

✉kouhou@shichigahama.com

Topics

被災地への応援、ありがとうございました

愛知県、愛知県各市、山形県朝日町、民間企業から町の復興業務のお手伝いをいただいた派遣職員の皆さんが任期を終え帰任します。ありがとうございました。

【復興推進課】稲吉豊治さん(愛知県)、木村和弘さん(一宮市)、林宏樹さん(刈谷市)、園部了さん(知立市)、佐竹佑斗さん(山形県朝日町)、長尾大介さん(鹿島建設)

【復興整備課】鳥居和也さん(西尾市)、林昌平さん(春日井市)、林勝さん(一宮市)、小田原幸生さん(大府市)、林亮佑さん(小牧市)

【教育総務課】小川翔子さん(春日井市)

【水道事業所】木村正憲さん(一宮市)、池場克太さん(あま市)

【建設課】小関進さん(北名古屋市)、堀訓明さん(豊田市)、山田雅之さん(弥富市)、野定巧さん(常滑市) 順不同

復興 だより

No. 29

町の震災に関する復旧・復興に関する情報や今後の町の取組みなどを「復興だより」として皆さまに紹介していきます。

高台住宅団地の再募集について

防災集団移転促進事業により高台住宅団地として整備しました5地区のうち、松ヶ浜西原地区1戸と笹山地区7戸の計8戸につきまして、空き画地の再募集を行いますのでお知らせします。

1 申し込み可能な世帯

- 1) 平成23年3月11日時点において、土地利用ルールがレッドゾーンまたはイエローゾーンに居住されていた方で、従前地が移転促進区域に指定されており従前地の買い取りが完了した方
- 2) 申し込み時点で、住宅再建が完了されていない方(既に町の住宅再建に関する補助制度を受給されている方は、住宅再建が完了されているとみなします。)

※従前地により高台住宅団地が決まる高台住宅団地の居住ルールがありますが、今回、高台住宅団地ごとに決められた従前地以外の方も1)と2)を満たしている場合は申し込むことができます。

2 募集する画地

高台住宅団地名	空き画地(80坪)	空き画地(100坪)	計
松ヶ浜西原地区	1	0	1
笹山地区	3	4	7
計	4	4	8

※空き画地の具体的な場所、土地分譲・借地料等につきましては、復興推進課にお尋ねください。

3 申し込み方法

役場復興推進課にて、電話もしくは直接にお申し込みください。なお、記載いただく書類がありますので、復興推進課担当より説明いたします。

4 その他

- 1) 高台住宅団地再募集申込決定後のキャンセルは一切できませんので、確実に高台に移転されることを前提として申し込み願います。
- 2) 高台住宅団地の居住ルールではない地区の方に決定した場合は、国土交通大臣の承認を得ている「防災集団移転促進事業計画」の変更手続き後に高台住宅団地の土地の契約手続き等が可能となりますので、予めご了承願います。

*お問い合わせは、復興推進課まで ☎357-7439

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

松ヶ浜地区、吉田浜地区の災害公営住宅が完成しました

松ヶ浜地区と吉田浜地区の災害公営住宅が完成し、4月から入居開始となります。

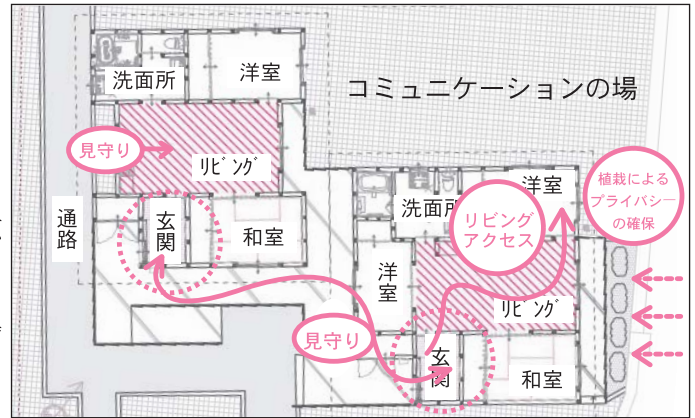
■松ヶ浜地区、吉田浜地区災害公営住宅のコンセプト

①リビングアクセス

- (a) 必ずリビングを通るプラン構成をとり、家族同士の交流が生まれる
- (b) プライバシーを保ちつつ、近所の人たちと自然に交わることが可能

②見守り

- (a) 見守り・声がけなど高齢者に対応した玄関配置
- (b) 住居間の空間や広い玄関空間を設けることで井戸端会議・コミュニケーションの場を想定
- (c) 通路から住戸の明かりが見えるよう配慮



●松ヶ浜災害公営住宅 32戸

- 1LDK 17戸
- 2LDK 11戸
- 3LDK 4戸



●吉田浜災害公営住宅 6戸

- 1LDK 2戸
- 2LDK 3戸
- 3LDK 1戸



災害公営住宅を建築しています

菖蒲田浜地区、花淵浜地区、代ヶ崎浜地区で災害公営住宅の建築工事を行っています。写真は3月中旬に撮影したものです。



▲菖蒲田浜地区



▲花淵浜地区



▲代ヶ崎浜地区

七ヶ浜町災害公営住宅への入居者を再募集します

本町では、東日本大震災により住宅を滅失した世帯であって、自力での住宅再建が難しい世帯へ安定した生活を確保するため災害公営住宅を整備しております。入居については、建設課窓口にてご相談下さい。

●募集住宅

松ヶ浜地区住宅(木造平屋連棟住宅)

●入居資格(①～④すべてに該当する世帯)

- ①東日本大震災により住宅を滅失した世帯で次のいずれかに該当する世帯
 - ・住宅が全壊(全焼、全流失)のり災判定を受けた世帯
 - ・大規模半壊または半壊のり災判定を受け、住宅を取り壊した世帯
- ②住宅再建(予定)をしていない世帯
 - ・持家又は貸家などに住んでない(予定含)
 - ・県営又は他市町村の公営住宅に住んでない(予定含)
- ③震災当時、松ヶ浜、湊浜、東宮浜、要害、御林、亦楽、境山、遠山、汐見台地区に居住し、災害公営住宅入居仮申込みを行ってない世帯
- ④入居される方全員が暴力団員でない世帯

●募集戸数(戸数は3月16日時点ですので、申込み時点で変わっている場合があります。)

入居人数	1人世帯	2～3人世帯	4人～世帯
間取り	1LDK	2LDK	3LDK
空住戸数	4	2	2

※間取りは、入居人数によって予め決定しております。

●その他

- ・家賃は、入居する世帯全員の収入によって変わります。
- ・ペットの飼育はお断りさせていただきます。
- ・駐車場は、1台2,000円/月でお貸しできます。(台数は要相談)

*お問い合わせは、建設課管理係まで ☎357-7441

地震被災者への町独自支援制度補助が新たに始まります

平成27年5月12日より申請の受付を開始します。

【地震被災者で被災住宅の修繕をして再建された方】

①大規模修繕費補助(補助上限 150万円)

●補助内容

住宅の修繕に要した費用の2分の1の額で最大150万円を上限に補助

●対象者

七ヶ浜町が発行する罹災証明書が全壊、大規模半壊の方で被災した住宅を修繕された方

【地震被災者で町内に住宅を建設・購入して再建された方】

②住宅再建補助(補助上限 150万円)

●補助内容

住宅の再建(建設・購入)に要する費用の2分の1の額で最大150万円を上限に補助

●対象者

七ヶ浜町が発行する罹災証明書が全壊、大規模半壊、半壊(撤去)の方で町内の災害危険区域外に住宅を再建(建設・購入)された方(ただし、被災時点の住宅が賃貸住宅である場合を除く)



※①と②はどちらかの申請になります。

*お問い合わせは、復興推進課まで ☎357-7439

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

津波被災者の町独自支援制度補助が拡充されます

平成27年5月12日より津波被災者の町独自支援制度補助が拡充されます。(5月11日までは下表のとおり)

1. 大規模修繕費補助(修繕補助)

【現在の申請期間】

平成28年3月31日まで

⇒

【拡充後の申請期間】

平成30年3月31日まで

【現在の補助上限額】

上限 100万円

⇒

【5月12日からの補助上限額】

上限 150万円

2. 住宅再建補助

【現在の補助上限額】

上限 100万円

【5月12日からの補助上限額】

⇒ 上限 150万円



※既に補助金を受給された方で今回の拡充により再度申請が必要な方には、復興推進課より別途連絡があります。
*お問い合わせは、復興推進課まで ☎357-7439

住宅再建をされた方、補助申請はお済みですか？

町では、下記の支援制度を設けています。申請を希望する方は、事前に復興推進課までお問い合わせください。なお、被災者生活再建支援制度の加算支援金(建設・購入200万円)を受給された方も申請できます。

支援制度	補助上限	補助の対象者	制度の内容
宅地、住宅等の 嵩上げ補助	400万円	津波浸水区域で被災し、 災害危険区域を除く津波 浸水区域で再建される方	宅地の嵩上げ工事、土留め工事、外構 工事、ジャッキアップ工事等に要する 費用で、平成23年3月11日以降に行っ た工事が対象となり、400万円を上 限として工事費の1/2を補助します。
住居の移転費用 (引越し代等)の補助 ※1	78万円	津波浸水区域で被災し、罹 災判定が全壊・大規模半 壊・半壊(撤去)の方で、町 内に再建される方 ※2	78万円を上限として移転費用(引越 し代、転居通知に係る費用、従前 地にある庭石や物置の移転費用、 井戸の埋め戻し費用等)を助成 します。
住宅ローン 利子補給補助 ※4	住宅・土地 500万円 住宅のみ 400万円	津波浸水区域で被災し、 罹災判定が全壊・大規 模半壊・半壊(撤去)の 方で、町が整備する高台 住宅団地以外の町内に 住まわれる方	住宅再建に伴い金融機関から借 入れた資金(住宅ローン)の利子 相当額について、住宅及び土地 を購入の場合500万円、住宅 のみ(土地借地など)の場合400 万円を上限として補助します。
大規模修繕費補助	利子補給 200万円 修繕補助 100万円	災害危険区域を除く、津 波浸水区域で被災した 住宅の罹災判定が全壊・ 大規模半壊・半壊で住 宅を修繕された方 ※3	修繕のために金融機関から借 入れた資金(住宅ローン)の利子 相当額について、最大200万円 を上限に補助します。または、 修繕に要した費用の2分の1の 額で最大100万円を上限に補 助します。
住宅再建補助 ※4	100万円	津波浸水区域で被災し、罹 災判定が全壊・大規模半 壊・半壊(撤去)の方で、町 内に再建される方	住宅の再建(建設・購入)に関 する費用の2分の1の額で最大 100万円を上限に補助します。

- ※1 災害危険区域内の移転促進区域に指定された区域に居住されていた方は、国の支援(防災集団移転促進事業制度)による補助が適用となり、町内移転に限らず移転費用が補助されます。(ただし、国土交通大臣同意後の移転が対象)
- ※2 災害公営住宅に入居される方も住居の移転費用(引越し代等)の補助対象です。
- ※3 住宅建て替え等の改築費用及び賃貸住宅を除きます。
- ※4 住宅ローンの利子補給補助及び住宅再建補助はどちらか一つの申請となります。

*お問い合わせは、復興推進課まで ☎357-7439

東日本大震災による被災情報
(平成27年3月1日現在)

- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 60名
 - 七ヶ浜町外で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 34名
 - 七ヶ浜町民の行方不明者 (死亡届提出者含む) 2名
 - 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町外の方 12名
 - 七ヶ浜町内で死亡が確認され、現在身元不明の方 2名
 - 東日本大震災関連で亡くなられた、七ヶ浜町民の方 3名
- 計 113名

*お問い合わせは、防災対策室まで
☎7437

応急仮設住宅等入居者情報

応急仮設住宅

(平成27年3月1日現在)

1. 第1スポーツ広場(132戸) 307名
 2. 七ヶ浜中学校第2グラウンド (91戸) 207名
 3. 生涯学習センター前(66戸) 139名
 4. 湊浜旧町営住宅跡地(12戸) 32名
 5. 松ヶ浜謡児童遊園(9戸) 16名
 6. 社会福祉協議会事務所下(10戸) 24名
- 計320戸 725名

民間賃貸住宅の応急仮設住宅
扱い(宮城県決定分)

- 142世帯 410名
- (内、町外での罹災者 20世帯50名)

*お問い合わせは、地域福祉課まで
☎7449

義援金寄附金の募集

七ヶ浜町では、一日も早い復興を目指す。指し、義援金、一般寄附金を募集いたします。

なお、七ヶ浜町役場を名乗り「義援金××口座に振り込んでほしい」など、詐欺と思われる電話があったとの情報提供がありました。義援金口座を再確認していただくなど、十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

- 義援金(2月27日現在 1,551件) 113,377,985円
- 内配分済額(2月27日現在) 106,513,000円
- 配分後義援金額 6,864,985円

●一般寄附金(復興支援) (2月27日現在 490件) 321,531,388円

義援金

災害による被災者に向けた義援金となります。義援金配分委員会を立ち上げて、被災者の被災状況などにより分配するものです。したがって、全て被災者へ配分されるものとなり、被災者への支援となります。左記のいずれ

かの専用口座に直接、振込等により入金してください。

- (1) 銀行支店名 七十七銀行七ヶ浜支店
- 口座種別及び番号 普通預金 9000887
- 口座名義 七ヶ浜町会計管理者 渡辺豊範
- (2) 銀行名 ゆうちょ銀行
- 口座記号番号 02200・6・123番
- 口座名義 七ヶ浜町災害義援金

一般寄附金(復興支援)

町の一般財源として様々な行政活動の財源として活用できるものです。したがって、損壊した公共施設(学校、体育館、町道など)の修繕や復興に向けた行政活動に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。七ヶ浜町財政課財政係メールアドレス zaisei@shichigahama.com までお問い合わせください。

*お問い合わせは、財政課財政係まで
☎2115

被災者生活再建支援制度

対象となる世帯

被災時に居住していた家屋が、り災証明書で「全壊」および「大規模半壊」と証明された世帯。または住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。

●支給額 支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と再建方法に応じて支給される加算支援金になります。(世帯人数が1人の場合には該当欄の金額の4分の3の額)

【基礎支援金】

住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

【加算支援金】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

【基礎支援金の申請期間がさらに延長されました】

※基礎支援金の申請期限は、平成27年4月10日までとなっていました。さらに1年間延長され、平成28年4月10日までとなりました。

●基礎支援金の申請期限 平成28年4月10日まで

【加算支援金の申請期間が4年間延長されました】

●加算支援金の申請期限 平成30年4月10日まで
※災害公営住宅で再建の場合は、加算支援金申請の対象外となります。

*お問い合わせは、地域福祉課まで
☎7449



町税の納付は口座振替が便利です

町税を、納期のたびに金融機関に向いて納めるのが面倒だという方や、他の公共料金などとあわせて振替にしたいという方は、口座振替が便利です。

口座での振替日は、その月の納税期限日です。振替日に残高不足等により振替不能にならないよう注意してください。なお、納期限後の再引き落としはできません。

口座振替を希望する方は、次の取扱金融機関で手続きをしてください。申込書は町内の取扱金融機関に備え付けてあります。

●取扱金融機関

- 七十七銀行本・支店
- 杜の都信用金庫本・支店
- 仙台農業協同組合本・支店
- 宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所
- ゆうちょ銀行

*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで
☎ 7 4 5 3

固定資産課税台帳をご覧になりたい方へ

固定資産税の納税者に対して、平成27年度の固定資産課税台帳の縦覧を次のとおり行います。

●縦覧期間

4月1日(水)から6月1日(月)

※土・日・祝日を除く

午前9時から午後5時

●ところ 税務課

●持参する物 身分証明書(免許証等)、印鑑(代理人の場合は委任状が必要です。)

*お問い合わせは、税務課固定資産税係まで
☎ 7 4 5 1

事業主の皆様へ 平成25年度から特別徴収義務者の一斉指定を開始しました

町では、平成25年度から宮城県で定めたガイドラインに沿って給与所得者の特別徴収(給与天引き)を推進しています。

「特別徴収」とは、地方税法の規定により、給与支払者が「特別徴収義務者」として市町村から指定を受け、従業員の方の住民税(個人の県民税および町民税)を毎月の給与から引き去り(天引き)により代わって納入していただくものです。

普通徴収(個人で納付)の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため1回あたりの納付額が少なくなることや、従業員自らが金融機関等へ出向いて納税する手間が省かれるため、納税義務者の利便性が向上することなどがあげられます。

原則として、パートやアルバイトのように非正規雇用者であっても、不定期雇用でない限り特別徴収をしていただくこととなります。

具体的には、平成27年5月31日までに特別徴収義務者として指定させていただき、別途、通知申し上げますのでよろしくお願ひします。

*お問い合わせは、税務課住民税係まで
☎ 7 4 5 2

国民年金からのお知らせ

【国民年金保険料の納付について】

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額15,590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付や便利でお得な口座振替もあります。保険料は、納付期限(翌月末日)までに納めましょう。

【国民年金保険料は口座振替がお得です】

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納・2年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳・金融機関届出印

暮らしの相談、お待ちしております

■行政相談

行政(国・県・町)に関する相談

●相談委員

- 瀬戸 源市(東) ☎ 2 4 2 6
- 棟形 和枝(汐) ☎ 5 4 3 1

■人権相談

人権問題に関する相談

●相談委員

- 星 徳光(菖) 伊藤 せい子(代)
- 村上 妙子(境) 高原 重輝(汐)
- 引地 淑子(花)
- 仙台法務局塩釜支局 ☎ 2 3 3 8

■生活相談

生活上の心配事に関する相談

●相談委員 各地区の民生委員

※行政・人権・生活相談は次のとおり

- とき 4月14日(火)、5月12日(火)
- 午前10時~午後3時

ところ 水道庁舎2階

とき 5月14日(木)

ところ 午後1時30分~4時30分(二人30分)

※事前に予約が必要です(先着順)。

ご予約は総務課まで ☎ 7 4 3 6

■消費生活相談

消費生活や多重債務に関する相談

●相談委員 村上 妙子(境)

- とき 4月2日、6日、9日、13日、16日、20日、23日、27日、30日、5月7日、11日
- 午前9時~午後5時

ところ 役場相談室

お問い合わせは産業課まで ☎ 7 4 4 3

■身体障害者相談

障害の悩みや社会保障制度の相談

●相談委員

- 鈴木 勲(菖) ☎ 2 4 6 1
- 川村 矩子(遠) ☎ 2 2 2 4
- 星 好男(東) ☎ 1 3 9 4

■知的障害者相談

- 高橋 洋子(汐南) ☎ 2 3 5 1

を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

＊お問い合わせは、仙台東年金事務所まで
☎ 6115

子宮がん検診について

子宮がんの早期発見早期治療を目的に子宮がん検診を実施します。

なお、受診票を平成26年11月に各世帯より提出のあった「平成27年度各種検診申込書」にて子宮がん検診を申し込みされた方に送付します。

追加申込み、受診票が届かないなどの場合はご連絡願います。

●対象者 七ヶ浜町に住所を有する20歳以上の女性

●とき 平成27年4月15日から5月30日まで

●ところ 塩釜地区指定医療機関

＊お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎ 7448

心に病をもつ人の家族会のご案内

ご家族の心の病で悩んでいませんか？

ご家族の皆さん、悩んでいるのは自分たちだけではありませんよ。

家族会では、心の病気等に関する勉強会や懇談などを行っています。

ご家族の癒しの場ともなっております。どなたでも参加できますので、是非ご来場ください。初めて参加の方は、事前にご連絡下さい。

●とき 平成27年4月23日(木)
午後1時30分～午後3時

国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金免除及び介護保険の減免のお知らせ

平成27年4月1日より東日本大震災で被災された方の国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険サービスに係る窓口一部負担金の免除・減免措置を引き続き実施します。過去に一部負担金免除・減免を受けており、今回も該当する方は、3月中に免除証明書・減免認定書を送付しております。

過去に一部負担金免除・減免を受けていない方で下記に該当する方は、申請が必要となりますので必要書類等の確認のため下記までお問い合わせください。

1. 一部負担金免除・減免対象者

	国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険
①	被保険者が属する世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税	被保険者が属する世帯の全員が住民税非課税	
②	※下記のいずれかに該当する方 ・住家が全壊、大規模半壊に該当する方(国民健康保険は全半壊も該当) ・主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方 ・主たる生計維持者が行方不明である方(介護保険は心身に重大な障害を受けた方も該当)		

※上記①、②の両方に該当する方が対象となります。

2. 免除期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日(8月に所得区分の更新有)

3. 国民健康保険・後期高齢者医療免除対象の医療費

入院・外来・歯科等医療機関の窓口で支払う一部負担金ただし、次の場合の自己負担の免除については、対象から除かれます。

- ・入院時の食事療養費及び生活療養費
- ・医療機関窓口で免除証明書を提示しなかった場合
- ・柔道整復師(接骨院・整骨院)、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術等

※医療機関を受診する際には、窓口で国民健康保険・後期高齢者医療一部負担金免除証明書を必ず提示してください。

4. 介護保険サービスの減免

介護保険サービス等を利用する際には、サービス事業所等に介護保険利用者給付負担額減免認定証を必ず提示してください。

お問い合わせは、国民健康保険・後期高齢者医療関係 町民課国保年金係 ☎ 357-7446
介護保険関係 健康増進課高齢者福祉係 ☎ 357-7447

●ところ 七ヶ浜町母子健康センター
●内容 勉強会、懇談会

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎7448

予防接種を計画的に受けましょう!

麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)予防接種の必要性とは?

麻しんは、「はしか」とも呼ばれ、伝染力が極めて強く、感染すると10日〜12日後に発熱、せき、鼻汁、目やに等がでて、高熱と発疹の症状がでます。麻しんの恐ろしさは、合併症を起こしやすいことです。主な合併症は、中耳炎、肺炎、脳炎です。頻度として一番多いのは中耳炎です。

風しんは、発疹、発熱、首のリンパ腺が腫れるといった症状が現れますが、発疹や熱が2〜3日で治ることから「三日はしか」とも呼ばれています。妊婦が妊娠初期に罹(かか)ると、先天性風しん症候群という心臓病、白内障、聴力障害などをもったお子さんが生まれる可能性が高くなります。

麻しん及び風しんの予防には、予防接種が効果的です。幼児期に、麻しん・風しん混合ワクチンの予防接種を受けて、大切なお子さんの健康を守りましょう!

定期予防接種の対象年齢等

- (MR I期) 対象者 生後1歳から2歳に至るまでの方
- (MR II期) 助成対象期間 2歳の誕生日前日まで

●対象者 小学校就学前の方(幼稚園、保育所等の年長児の方)

●助成対象期間 平成28年3月31日まで

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎7448

高齢者等配食サービス

65歳以上の単身世帯または高齢者のみ世帯等で食事の調理が困難な状況の方に健康維持と見守りを目的として配食サービスを行っています。委託事業者を公募した結果、平成27年度は1事業者に委託します。利用には申請が必要ですので、健康増進課までご相談ください。

- 利用日 月、水、金曜日、それぞれ昼食か夕食どちらか選択(祝日、年末年始等をのぞく)
- 利用回数 週3食まで
- 利用料金 普通食1食300円
- その他 カロリー調整、アレルギー等に対応

*お問い合わせは、健康増進課高齢者福祉係まで
☎7447



お気軽にご参加ください! 各地区介護予防教室

各地区の公民分館で、おおむね65歳以上の方が集まり、月1〜3回程度、約2時間「介護予防教室」を行っています。玄米ニギニギダンベルなどを使った筋力トレーニングやレクダンスを皆さんで楽しく行っています。皆さんぜひご参加ください。

●開催時間 午前10時から正午

*お問い合わせは、健康増進課内 地域包括支援センターまで
☎7447

仮設住宅における介護予防教室 4月の日程		
湊浜仮設住宅	11日、25日(土)	湊浜仮設住宅集会所
花菖蒲の会	4日、18日(土) 8日、22日(水)	第1スポーツ広場 仮設住宅集会所
みんなの運動教室	9日、23日(木)	七中第2グラウンド 仮設住宅集会所

各地区介護予防教室 4月の日程(場所:各地区公民分館等)					
湊)ひまわりの会	1日、15日(水)	湊浜地区避難所	要) さわやか にぎにぎクラブ	13日、27日(月) ※午前9時45分	要害公民分館
松)はまぎく会	2日、16日(木)	松ヶ浜地区避難所	境) 浜楽会	7日、21日、 28日(火)	境山公民分館
花)はなぶし まじゃらいん会	9日、16日(木)	国際村セミナー室	遠) かぶとむしの会	10日、24日(金)	遠山地区避難所
吉)さくらの会	6日、20日(月)	吉田浜公民分館	汐) 汐見台悠々クラブ	3日、17日(金)	汐見台第2公民分館
代)元気よがさきの会	8日、22日(水)	中央公民館多目的室	汐南) しおさい 南クラブ	3日、17日(金)	汐見台南第1集会所
東)すこやか明神会	1日、15日(水)	東宮浜公民分館	亦) 亦来会	2日、16日(木)	亦楽公民分館

4月1日より
**心身障害者自動車等燃料助成
 (ガソリン)券・福祉タクシ
 ー利用助成(福祉タクシー)
 券を交付します**

**■心身障害者自動車等燃料助成(ガソ
 リン)券**

●対象者

①町内に住所を有する身体障害者手帳および精神障害者保健福祉手帳の1級または2級、療育手帳「A」の交付を受けている方。

②前記障害者と生計を一にし、もっぱら障害者のために自動車等を運転している方

●利用できる場所

町内指定のガソリンスタンド

●助成額 月額2,000円

●申請時に必要なもの

該当する手帳、車検証、運転免許証

**■福祉タクシー利用助成(福祉タク
 シー)券**

●対象者

町内に住所を有する身体障害者手帳および精神障害者保健福祉手帳の1級または2級、療育手帳「A」の交付を受けている方

●利用できるタクシー

県内のタクシーチケットサービス(株)に加盟しているタクシー会社

●助成額 月額2,400円

●申請時に必要なもの 該当する手帳

※「ガソリン券」「タクシー券」は、在宅の方が対象で、どちらか一方の利用となります。

※申請のあった月から3月分までを一括交付します。

※お問い合わせは、地域福祉課障害福祉係まで
 ☎362-7449

生活保護の相談について

宮城県仙台保健福祉事務所の相談員が、役場にて相談をお受けします。

●とき 毎月第2及び第4水曜日
 午前10時～午後3時

●ところ 地域福祉課窓口

相談希望の方は、あらかじめ電話にて予約をお取り下さい。

※お問い合わせは、地域福祉課まで
 ☎362-7449

**平成27年度一時保育(遠山
 保育所内かきのみ組)利用
 登録の申し込み受付**

次のような時にご利用ください。3月1日より随時申請を受け付けします。

①私的理由によるとき：リフレッシェなど

②緊急で困ったとき：入院・通院・介護・冠婚葬祭など

③週3日以内の仕事についたとき：パート・自営業の繁忙期など

●対象児童 1歳以上の就学前の子さん

※申込用紙・添付書類等は、子育て支援センターで配布しています。

※年度ごとの申請となります。26年度および以前に登録している方も対象となります。

※お問い合わせは、子育て支援センターまで
 ☎362-7731



子育て支援センターだより

◆みんなで遊べる「すまいる広場」◆

子育て支援センターを開放します。お子さんと一緒に、自由に遊べる広場で、お母さん同士の情報交換、仲間作りの場にもなっています。また、保育士・保健師が子育ての相談に応じています。おじいちゃん、おばあちゃん、地域の方々も気軽に遊びに来てくださいね。

- とき 平日午前9時～午後4時まで
 ※都合により変更する場合があります。
- ところ 子育て支援センター

◆一時保育の案内◆

遠山保育所内かきのみ組で1歳以上就学前児童の一時保育を行っております。急用等でお子さんの保育に困った時、ママのリフレッシュの時などにご利用して下さい。詳しくは子育て支援センターまでお問い合わせください。

◆えほんとなかよし◆

図書センターからの移動図書館。いろいろな絵本に触れ合う事ができますよ。

- とき 4月8日(水) 午前10時30分～11時
- ところ 子育て支援センター

◆すまいるカフェ◆

すまいる広場2でティータイムができますよ。子育てサポーターさんが見守りにいてくれるので、安心してお茶してください。

- とき 4月10日(金) 午前10時～正午
- ところ 子育て支援センター

◆なかよし dayに参加しませんか◆

一時保育利用を考えている方を対象に、一時保育室を開放します。親子で一緒に遊びましょう。

- とき 4月16日(木)
 午前10時～11時
- ところ 遠山保育所かきのみ組集合
- 人数 1日5組(要予約)

◆あそぼ・あそぼ◆

今回は「じゃがいも植え」です。

- とき 4月24日(金) 午前10時～
- ところ 子育て支援センター
- 申込締切 4月21日(火)



お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎362-7731

フロン回収・破壊法が改正されます

オゾン層の破壊と地球温暖化の原因となるフロン類の排出抑制を一層強化するため、平成25年6月にフロン類法が改正され、平成27年4月から施行されます。

フロン類が充填されている業務用冷凍空調機器（業務用のエアコン、デイスヨナー及び冷蔵機器並びに冷凍機器）の所有者が、日頃の点検を行うことを義務付ける内容となっています。

●業務用冷凍空調機器所有者、ユーザの責任が増加

簡易点検・定期点検が義務化されます。

漏洩の記録や報告が義務化されます。

●業務用冷凍空調設備業者の役割が拡大

県知事登録を受けた業者以外にフロン類を「充填」「回収」が出来なくなり、

「充填証明書」「回収証明書」の交付が義務化されます。

☎7454

リサイクル運動団体の登録募集のお知らせ

新聞紙、缶・ビン類、雑誌等の資源物を回収している団体（子供会、町内会、婦人会等）に対して補助金を交付しています。補助金に關しては、回収した資源物1kgあたり1円となり、補助金の交付を受けるには、事前の登録が必要となります。ごみの減量、資源の有効利用、子供達への環境

教育や地域のコミュニティづくりの推進が出来ます。ぜひ、みなさんのご参加をお待ちしております。

*お問い合わせは、環境生活課まで

☎7454

就学援助制度について

経済的理由により、小学校、中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者で援助を希望する方（町の援助要綱に該当される方が対象です）に対して、学用品費、給食費等の一部を町が助成する制度です。詳しくは、教育総務課までお問い合わせください。七ヶ浜町ウェブサイトをご覧ください。

*お問い合わせは、教育総務課まで

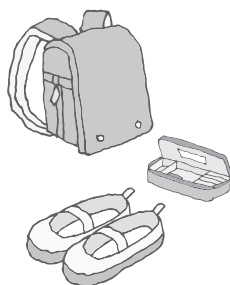
☎7440

奨学資金の貸付について

町では、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学に在籍し、経済的理由により就学が困難な方に対し奨学資金の貸し付けを行っています。詳しくは、教育総務課までお問い合わせください。七ヶ浜町ウェブサイトをご覧ください。

*お問い合わせは、教育総務課まで

☎7440



上下水道使用開始は届け出を

転居される時や、住宅をリフォームし再び上下水道を使用できるようになった場合などは、事前に届け出が必ずです。

届け出を忘れてしまうと遡って上下水道使用料を納めていただく場合もありますので、事前に水道事業所まで連絡願います。

また、下水道施設に優しい使用方法にご協力願います。

●食器の汚れは紙などで拭き取り、油ものや食べ残しなどを下水道に流さない工夫をしましょう。

●紙おむつ、衛生用品、水にとけないティッシュペーパー等は、もやせるゴミとして出しましょう。

小さなことでも、多くの人が行うことで大きな効果につながります。

*お問い合わせは、水道事業所まで

☎7456

『上・下水道』震災復興工事について

町水道事業所において、町内の津波浸水区域内で現在使用していない上・下水道管の撤去や入替工事を平成26年度から平成28年度までの3ヶ年の予定で実施いたします。

つきましては、上・下水道管撤去の際に個人の土地に布設されて使用していない上・下水道管やメーター等の宅内装置を同時に撤去したいと考えています。

該当する方々には、町水道事業所から郵送にてお知らせいたしますので、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

公共機関等電話番号

役場代表番号 ☎357-2111

議会事務局	☎357-7435
総務課	☎357-7436
防災対策室	☎357-7437
財政課(財政係)	☎357-2115
(管財係)	☎357-7438
政策課	☎357-2117
復興推進課	☎357-7439
復興整備課	☎357-7455
教育総務課	☎357-7440
建設課(管理係)	☎357-7441
(建設係)	☎357-7442

産業課(水産商工係)	☎357-7443
(農政係)	☎357-7444
町民課(戸籍住民係)	☎357-7445
(国保年金係)	☎357-7446
地域包括支援センター	☎357-7447
健康増進課(高齢者福祉係)	☎357-7448
(保健指導係)	☎357-7448
地域福祉課	☎357-7449
会計課	☎357-7450
税務課(固定資産税係)	☎357-7451
(住民税係)	☎357-7452

町税等徴収特別対策室	☎357-7453
環境生活課	☎357-7454
子育て支援センター	☎362-7731
水道事業所(上水道係)	☎357-7456
(下水道係)	☎357-7457
(施設係)	☎357-7458
生涯学習センター	☎357-3302
老人福祉センター(浜風)	☎357-4976
歴史資料館	☎365-5567
七ヶ浜国際村	☎357-5931
アクアリーナ	☎357-7890

アクアゆめクラブ	☎357-7920
町民プール	☎357-5031
給食センター	☎361-5911
遠山保育所	☎366-0444
まつぼっくり広場	☎366-6141
あさひ園	☎357-4796
社会福祉協議会	☎349-7781
シルバー人材センター	☎357-6039
七ヶ浜交番	☎357-2216
七ヶ浜消防署	☎357-4349
防災無線確認番号	☎349-6016

また、上・下水道を今後使用しない場合、新たに使用したい場合などで、ご不明な点がありましたら、町水道事業所へご確認下さい。

*お問い合わせは、水道事業所まで
 上水道係 ☎357 7 4 5 6
 下水道係 ☎357 7 4 5 7



工事前に文化財の確認を お願いします

町内で建物の新築や建替えなどの現状を変える工事を計画されている方は、計画地が埋蔵文化財（遺跡や貝塚）、特別名勝松島の指定地内であるかどうかの確認が事前に必要です。工事計画地がこれらの指定地内である場合は、事前に文化財関係の申請手続きや現地調査などが必要になります。申請手続きには1か月以上要する場合もありますので、お早めに歴史資料館へご相談ください。

*お問い合わせは、歴史資料館まで
 月曜休館 ☎357 5 5 6 7



平成27年度防火標語入選作品 (平成27年3月〜平成28年2月)

春の火災予防週間の一環として募集いたしました防火標語は、小学生の部1291点、一般の部56点もの応募があり、厳正なる審査の結果、左記のとおり入選作品が決定いたしました。

平成27年度塩釜地区統一防火標語

特選 「火の始末 あなたが消火の

責任者」

東北ドック鉄工株式会社勤務

平山 雅之 さん

*お問い合わせは、塩釜地区消防事務組合消防本部予防課指導係まで

☎351 1 6 1 7

こいのぼりと大漁旗の 寄付のお願い

代ヶ崎浜地区では、地域活性化及び住民間のコミュニケーションそして子供の健全な成長のために、「こいのぼり」を掲げています。そして、地域住民皆で一日を楽しんで過ごすイベントも計画しています。町内の皆様もぜひ参加してください。

こいのぼりと大漁旗は、津波で流出し、残ったものもだいたい弱くなり数も少なくなりました。そこで、タンズ等に眠っているこいのぼりと大漁旗を募集しています。

ぜひ、ご協力ください。

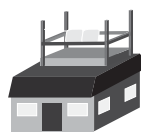
*お問い合わせは、代ヶ崎浜地区区長 伊藤喜幸まで
 ☎357 2 8 1 3

住宅再建支援事業（二重ローン対策）のお知らせ

県では、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る5年間の利子相当額（上限50万円）を補助します。

詳しくは、ウェブで宮城県住宅課を検索してください。

*お問い合わせは、宮城県土木部住宅課まで
 ☎411 3 2 5 6



陸上自衛隊多賀城駐屯地創立 61周年記念行事のお知らせ

●とき 4月26日（日） 午前9時〜午後3時
 ●ところ 多賀城駐屯地
 ●内容 記念式典、各種訓練展示、装備品等展示、自衛隊車両などの体験試乗、ふれあいコンサート、子供広場ほか
 （注意）大きな音等がいたしますが、あらかじめご了承ください。

*お問い合わせは、多賀城駐屯地司令職務室まで
 ☎356 2 1 2 1



姉妹都市締結25周年!! 第12回プリマス青少年訪問団 受入ホストファミリー追加募集

「アメリカ発祥の地」プリマスと姉妹都市を結んで25周年を迎えました。プリマスの青少年を「家族の一員」として温かく迎えていただけのホストファミリーを募集しています。



外国から来る新しい家族との交流は、毎日が国際交流の舞台となります。日本文化を伝えながら、海外の文化を体験してみませんか。

- 募集家庭 2家庭程度
 - ホームステイ予定期間 7月下旬〜8月上旬
 - 申込期限 4月1日（水）〜4月30日（木）
 - その他 申込者多数の場合は、プリマスの青少年とホストファミリー希望者とのプロフィール等をもとに、調整いたします。
- 去年プリマスを訪問した青少年たちは、プリマスの青少年と交流を深めるために英語の研修を始めています。より楽しい交流になるよう、ぜひご参加ください。
- 申込方法 国際村で申込書と関係書類を配布しております。申込期限まで、申込書と関係書類を国際村に提出して下さい。（火曜日は除く）

お問い合わせは、七ヶ浜国際村まで ☎357-5931

ポリテクセンター宮城 「公共職業訓練受講生募集 のご案内」

早期再就職に向けた職業訓練（6ヶ月）を実施しております。

■募集訓練科名(定員)

「名取実習場」

CAD・NCオペレーション科(16)
設備保全技術科(15)
溶接施工科(15)

「多賀城実習場」

電気・情報通信工学科(15)
住宅リフォーム科(15)
住宅建築工学科(15)
ビル設備サービス科(18)

■訓練期間(6か月)

「名取実習場」

6月4日(木)～12月2日(火)

「多賀城実習場」

6月25日(木)～12月28日(月)

■受講料

無料（テキスト代等は自己負担）

■募集期間

「名取実習場」

3月25日(水)～4月22日(水)

「多賀城実習場」

4月20日(月)～5月20日(水)

居住地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）を通じ申込み下さい。

*お問い合わせは、ポリテクセンター宮城 訓練課まで

名取実習場
多賀城実習場

☎ 2820
☎ 2454

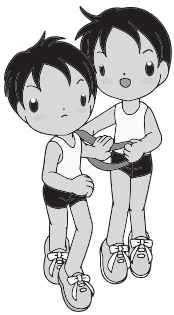
汐見小ビガーズ駅伝大会で 3度目の頂点！

2月15日に仙台市陸上競技場で開催された「少年野球駅伝大会」で汐見小ビガーズが3度目の優勝を果たしました。

ビガーズは新チームメンバーが現在7名で、仲間を大募集中です。野球を通じて強い心と身体、思いやりを育むことを指導方針としています。野球好きの小学生の皆さんぜひ汐見小学校に見学に来てください。

*お問い合わせは、石川まで

☎ 080・1817・4226



大木囲貝塚桜紀行2015を開催します

大木囲貝塚遺跡公園では、江戸彼岸や山桜、霞桜、大島桜などの桜の開花に合わせて、案内板の設置や桜地図の配布、桜見学会などを行う「大木囲貝塚桜紀行」を開催いたします。特に貝塚の奥にある早咲きの「だいき桜（江戸彼岸）」は必見です。貝塚内が桜で彩られるこの機会をお見逃しなく！



- とき 4月1日(水)～5月6日(水・振休)
- ところ 大木囲貝塚遺跡公園
(歴史資料館隣)
※貝塚内は自由に見学できます
※例年、見頃は4月上旬から中旬ですが、事前に開花状況をお問い合わせの上、お越しく下さい。

関連イベント

桜見学会①・②

大木囲貝塚内に咲く野生種の桜の特徴を学びながら、貝塚内を散策します。

- とき 4月18日(土) 江戸彼岸を中心に見学
4月25日(土) 山桜、霞桜を中心に見学
両日共に午前10時～午前11時30分

参加無料雨天中止

- 募集人数 各20名(先着順)
※小学1～3年生は保護者同伴 **参加募集中!**
どちらか一日のみの参加も可能

八重桜の塩漬け講座

八重桜の解説と桜湯などに使う花の塩漬けを作ります。

- とき 平成27年4月29日(水・祝)
午前10時～午前11時30分

●参加費 200円

- 募集人数 20名(先着順)
※小学1～3年生は保護者同伴 **参加募集中!**

お問い合わせは、歴史資料館 ☎365-5567 月曜休館

笹山地区の郵便番号が 決定しました

4月1日からの笹山地区郵便番号が左記のとおり決定しましたのでお知らせします。

●郵便番号 985・0805

*お問い合わせは、塩釜郵便局まで

☎3144



法テラス東松島 七ヶ浜町 巡回無料相談会のお知らせ

住宅ローン、抵当権、借金、離婚、不動産売買、リフォームトラブル、いじめ、家庭内暴力、パワハラ、近隣トラブル、生活困窮、介護、眠れない、気分が落ち込みがち、人間関係で悩んでいるなど、一人で悩まず専門家へご相談ください。

●とき 平成27年4月24日(金)

午前10時～午後4時

●ところ 七ヶ浜町水道庁舎会議室
担当者 弁護士

※相談料金は無料です。

※相談担当者との個別面談になります。

※相談は事前予約の方が優先です。当日空きがあれば当日相談可能。

*お問い合わせは、法テラス東松島まで
☎050-3383-10009

アクアゆめクラブ会員募集

町民のみなさん、からだを動かすことは好きですか。

アクアゆめクラブでは毎週様々な運動やスポーツ教室を開催しています。ゆめクラブの教室では、特に「スポーツの楽しさ」を肌で実感できるようなプログラムを行っています。暖かくなったら春に新しいチャレンジしてみませんか。

【実施種目】

水泳(子ども・大人)、水中ウォーキング、太極拳、バドミントン、サッカー(男子)・フットサル(女子)、野球、シニア運動教室、放課後子ども教室
各教室1回100円で体験もできますので、お気軽にお申込みください。

*お問い合わせは、NPO法人アクアゆめクラブ事務局まで
☎7920
月曜休館

住宅相談会を開催します

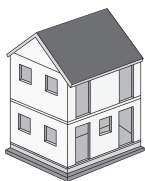
皆様の住宅再建を、地元目線でサポートします。環境によく住みやすい木造住宅や地盤など、住まいに関わることをなんでもご相談ください。

●とき 毎月第2、4日曜日

午前10時～午後3時30分

●ところ 地域型復興住宅
(生涯学習センター敷地内)

*お問い合わせは、宮城県地域型復興住宅推進協議会まで
☎7330



七ヶ浜町における放射線量等の調査状況

①空間放射線モニタリング状況
(1)役場駐車場

測定月日	3月18日
天候	晴
測定時間	午前7時52分
測定結果 地上1m	0.04
測定結果 地上0.5m	0.04

※平成23年6月30日から平成27年3月18日現在まで、計895回測定。
(2)町立小中学校・保育所・私立幼稚園(校庭・園庭)
●測定月日 3月12日(火)
●天候 晴れ
※平成23年6月30日から平成27年3月12日現在まで、計362回測定。
(3)公園等
公園等については、37か所測定。全て、毎時0.03～0.08マイクロシーベルトの範囲。

詳細の測定箇所・測定数値については、環境生活課まで

	測定施設	測定時刻	測定場所	高さ1m	高さ0.5m
1	亦楽小学校	午前8時35分	校庭	0.04	0.05
2	松ヶ浜小学校	午前9時35分	校庭	0.04	0.04
3	汐見小学校	午前11時20分	校庭	0.05	0.05
4	七ヶ浜中学校	午前8時55分	校庭	0.05	0.05
5	向洋中学校	午前10時25分	校庭	0.04	0.04
6	遠山保育所	午後1時55分	園庭	0.03	0.04
7	和光幼稚園	午前9時15分	園庭	0.06	0.06
8	松ヶ浜幼稚園	午前10時5分	園庭	0.06	0.06
9	遠山幼稚園	午前10時40分	園庭	0.06	0.06
10	汐見幼稚園	午前10時55分	園庭	0.06	0.06
11	第二柏幼稚園	午後1時10分	園庭	0.05	0.07

※最新の数値については、町ウェブサイトをご覧ください。

*お問い合わせは、環境生活課まで
☎7454

食品の放射能測定器を設置しています。

●対象者 七ヶ浜町民

●測定品目 自家消費するために栽培・採取したものに限り、(家庭菜園も可)なお、販売品や販売目的のものは対象外です。

●測定の予約 予約制で、環境生活課に直接、または電話にて申し込み下さい。1回の申し込みにつき、1品目の測定になります。予約の測定が終了次第、次の予約を受け付けます。

●測定料金 無料

※町が無料で実施する測定は簡易測定のため、あくまでも「参考値」です。

※測定結果はすべて公表させていただきます。(個人情報を除く)

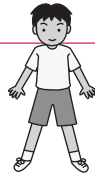
※持ち込みの際は、材料は1センチ程度に細かく刻んで500g以上で多めに準備下さい。

お問い合わせは、環境生活課まで
☎357-7454



健康カレンダー

※お子さんの健康診査・健康相談・予防接種を受ける際には、必ず母子健康手帳をご持参下さい。

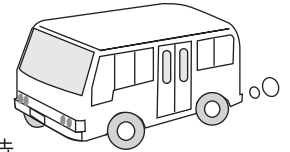


とき	行事名	ところ	受付時間	対象・内容
4/7	母子健康手帳交付	母子健康センター	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
8	よちよち1歳児健康相談	子育て支援センター	9:45～10:00	H26.3.1～4.31 出生児
14	母子健康手帳交付	母子健康センター	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
15	子宮がん検診	指定医療機関		20歳以上の女性で申込者(～5/30)
15	3歳児健康診査	母子健康センター	12:15～12:30	H23.10.1～10.30 出生児
16	1歳6か月児健康診査	〃	12:15～12:30	H25.9.1～10.16 出生児
21	B C G接種	〃	11:30～11:45	H26.9.6～11.21 出生児
5/7	すくすく2歳6か月児健康相談	〃	9:45～10:00	H24.11.1～12.31 出生児
12	母子健康手帳交付	〃	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい

老人福祉センター



利用者バス送迎



開館時間 午前9時～午後4時

入浴時間 午前10時～正午

※土・日・祝日と休館日は入浴できません。

休館日 月曜日(祝日の場合は翌日休館)

持参する物 浴用タオル、昼食

4月から送迎バスのルート・時刻が変わりました

◆バス時刻表(休館日を除く火～金に送迎を行います)

火曜日・木曜日		水曜日・金曜日	
9:30	立花地区高台住宅団地入口	9:26	汐見台南2丁目ロータリー
9:34	東宮浜公民分館前	9:31	湊浜2丁目バス停
9:37	要害バス停	9:35	御殿崎バス停
9:41	新仙台湾鈴木診療所前	9:38	旧七ヶ浜農協前
9:44	遠山地区避難所前	9:45	花淵浜割山
9:48	汐見台3丁目バス停	9:48	花淵バス停
9:51	汐見台5丁目T字路前	9:51	吉田浜消防ポンプ車置き場前

お問い合わせは、老人福祉センター「浜風」まで ☎357-4976

飼えなくなった犬や猫の引取り

●とき 4月9日(木)、23日(木)
午前9時30分～午前11時

●ところ 塩釜保健所

●引取手数料

生後90日以内の犬・猫…1頭 400円

生後90日を超える犬・猫…1頭 2,000円

※お問い合わせは、塩釜保健所まで

☎363-5505



「七の市」を開催します。

新鮮な旬の食材を取り揃え、楽しいイベントと特設コーナーを設置し開催いたします。

●とき：4月26日(日) 8時～10時 ●ところ：七ヶ浜町役場前駐車場

お問合せは、七の市開催実行委員会事務局まで 多賀城・七ヶ浜商会 七ヶ浜事務所 ☎357-3912



休日の救急歯科 受付／午前9時～午後3時

4/5 歯科・アイザワデンタル	多賀城市下馬5-5-30	☎361-8180
12 あべ歯科医院・丘の上の歯科医院	利府町加瀬野中沢125-1	☎362-2822
19 千葉歯科医院	塩釜市東玉川2-31	☎362-5253
26 城南歯科クリニック	多賀城市城南1-19-22	☎389-2008
29 郷家第三歯科医院	塩釜市南町5-10	☎362-4571
5/3 多賀城中央歯科医院	多賀城市八幡3-6-12 都ビル2F	☎366-5503
4 松島中央歯科医院	松島町松島字陰ノ浜7-7	☎353-2161
5 郷家歯科医院	塩釜市本町10-3	☎362-2238
6 鈴木歯科クリニック	多賀城市下馬1-5-20	☎366-7415

3月1日現在の人口(前月比) ※外国人含む

世帯数	6,446 (-3)	転入	57
男	9,647 (-7)	転出	65
女	9,767 (-9)	出生	6
計	19,414 (-16)	死亡	14

町の面積 13.27 km²

町木 クロマツ 町花 ハマギク

姉妹都市 アメリカ・マサチューセッツ州ブリマス

友好の町 山形県朝日町

七ヶ浜町の旬の味覚をお届けします

～平成27年4月から「ふるさと納税制度」が新しく生まれ変わります～



七ヶ浜町では、町の知名度向上及び活性化に寄与することを目的に平成27年4月1日から「ふるさと納税」を寄付した方（同一年度1万円以上寄付の方）に、右記特産品を贈呈することとなりました。（1品選択）

この制度は納税者が生まれ育ったところに限らず、自分の意思で寄附したいと思う都道府県・市区町村を選択し、寄附できる制度です。「七ヶ浜町を応援してみたい」、「ふるさと七ヶ浜町のために」という思いを、この「ふるさと納税」制度で生かしてみませんか。

参加事業者募集中！！

七ヶ浜町の魅力が詰まった特産品を全国に発信し、町のPR活動に協力していただける町内事業者を募集しています。

詳しくは、町ウェブサイトをご覧ください。

◀七ヶ浜産焼き海苔

七ヶ浜産の海苔は、鹽竈神社で行われる「奉獻乾海苔品評会」で毎年上位に入賞している上質の海苔です。
(JF宮城七ヶ浜支所出品)



▶七ヶ浜産白米

昨年全ての農地が復旧し、地元農家の方が丁寧に育て、米本来の甘みと食感が味わえる七ヶ浜産「ひとめぼれ」。



お問い合わせは、政策課まちづくり推進係まで ☎357-2117

お得に買い物しよう！

「多賀城・七ヶ浜共通プレミアム付き商品券」発売のお知らせ

七ヶ浜町と多賀城市では、国の交付金を活用して経済効果を期待する「多賀城・七ヶ浜共通プレミアム付き商品券」発行補助事業を実施いたします。1セットを5,000円で購入すると3割増の6,500円分買い物ができる、大変お得な商品券です。5万セットの限定販売ですので、ぜひお早めにお買い求めください。



- 販売期間 平成27年4月20日（月）～平成27年6月30日（火）
※売り切れ次第終了
- ご利用期間 平成27年4月20日（月）～平成27年10月19日（金）
- 販売価格 1セット5,000円
- 実施主体 多賀城・七ヶ浜商工会
- 販売場所 市・町内の金融機関、農協、漁協、郵便局（簡易郵便局は除く）、多賀城・七ヶ浜商工会
- 注意 商品券は1セット当たり500円券13枚綴りですが、そのうち3枚分は地域商店等の経済活性化のため、大規模小売店舗では使用できません。また、1人5セットまで購入できます。

※詳しくは、4月中旬掲載の町ウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせは、多賀城・七ヶ浜商工会 七ヶ浜事務所 ☎357-3912

住宅復興に関する個別相談は、随時受付しています

住宅の再建や防災集団移転促進事業など、住宅復興全般に関する個別相談は随時受付しています。お気軽にご相談ください。

- とき 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)
- ところ 役場2階 復興推進課内(事前予約は不要です)
- 電話による相談も受付しています(☎357-7439 復興推進課)



環境に優しい大豆油インキを使用しています